

彦根市行政評価委員会 会議録要旨

第4回 彦根市行政評価委員会		
日時	平成25年11月26日(火) 13時00分～15時30分	
場所	彦根市役所3階 32会議室	
出席者	委員	別紙のとおり
	市職員	企画振興部長、市民環境部次長、清掃センター所長、清掃センター副所長、生活環境課職員、企画課職員
欠席委員	なし	

[開会]

[委員会の成立について]

委員8人中8人が出席。過半数の出席があったため、彦根市行政評価委員会設置要綱第6条第3項の規定により会議は成立。

[資料の説明]

事務局より本日の資料の説明

[前回委員会の振り返り]

[111 適切な土地利用の推進]

○委員長

まずは111 適切な土地利用の推進についてですが、この評価点数につきまして、まず変更がありますかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。いかがでしょうか。変更ございませんか。

変更ないようでございますので、それでは、これを委員会の評価といたします。

続いて、総括評価に移ります。事務局より案が示されておりますけれども、ご自由にご意見などございましたらお願いをいたします。最後の委員会での総括評価はこれよろしいでしょうか。

ないようでございますので、それでは、これを委員会の総括評価といたしたいと思いません。ありがとうございます。

#### [112 市街地の整備]

##### ○委員長

では、続きまして、112 市街地の整備についてですが、まず、評価点数につきまして、変更がございましたら、お申し出をお願いいたします。

ないようでございますので、それでは、これを委員会の評価といたします。

続きまして、総括評価のところですが、これにつきまして、ご意見等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

ご意見等ございませんので、それでは、これを委員会の総括評価といたします。ありがとうございます。

#### [122 住宅対策の推進]

##### ○委員長

122 住宅対策の推進につきまして、評価点数の変更がございましたら、お申し出をお願いいたします。

ではないようでございますので、これを委員会の評価といたします。

続きまして、総括評価ですが、意見等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

ご意見等ないようでございますので、それでは、これを委員会の総括評価といたします。

#### [123 公園緑地の整備]

##### ○委員長

では最後ですが、123 公園緑地の整備につきまして、評価点数について変更等ございましたら、お申し出をお願いいたします。変更ございませんか。

では、ないようでございますので、これを委員会の評価といたします。

それでは、総括評価のほうでございますが、ご意見等ございましたら、ご自由にお願いたします。

##### ○委員

私、この日、出席していなかったもので、どういう議論になったかというのはわからな

いのですが、最後の総括評価のところで、防災訓練を都市公園等で行うことを検討している。かなり具体的に。ほかは方向とか改善について、より検討してくれなどを書いてありますが、これはこの委員会の中でそれをすべきだという協議がなされたようなニュアンスで受け取っていいですね。ここだけやけに、行うことを検討しろというのは、相当、そのことをすべきだというようなニュアンスに感じたんですけども。

○事務局

これにつきましては、防災の視点という事についてかなり意見が出ていたので、それを反映させていただいて、そういった中で、実際都市公園で防災訓練を行ったらどうかというご意見がはっきりと出ていましたので、それは防災の中で加味させていただいた。具体的な記述を避けるということであれば、この辺また考えさせていただきますが。

○委員

こういう意見が出ているのであれば、逆にしっかり書くことがいいことだと、私は思ったので、それに問題さえなければ。

○委員長

次年度以降が大変ですね。ここのところはこれでよろしいでしょうか。具体的にこれを書いて。

○委員

私も同じところを思ったんです、これを読んだときに、前回の議論で、この具体的なことはもしかしたらなかったかもしれないけれども、今、お答えになったとおりのニュアンスだったのかと、そのようにされたのかなと思って。これ自体はいいと思います。

○委員長

というご意見ですが、これでよろしいでしょうか。

○委員

ちなみに、そのときの意見で、委員が1人、先ほどから防災という言葉も出ておりますし、意見のほうも書かせていただいていますし、防災面も強化できるような管理の仕方を今後も考えていただきたいなと思いますという発言をされています。だから、これを受けて、そういう形になるんじゃないかなと思います。だから、みんなで発言して討議したわけではないです。

○委員長

そういう意見が出ていたということ踏まえて、こういう表現ということよろしい

でしょうか。

それでは、これを委員会の総括評価といたします。どうもありがとうございました。

さて、前回評価施策の振り返り、確認が終了いたしましたので、本日の評価施策の評価に入りたいと思います。

## [施策の評価]

### [143 資源循環型社会の構築]

#### ○委員長

それでは、143 資源循環型社会の構築について評価を行ってまいりたいと思います。

まず初めに、この施策に関しまして、担当部署より、簡潔に説明をお願いいたします。

#### ○市民環境部次長

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型から循環型社会への変化の兆しが見られ、リサイクルに対する意識は高まってきておりますものの、リデュース、いわゆるごみの発生抑制と、リユース、再使用に対する市民や企業の意識の高まりが見られず、依然として日常生活や事業活動からは大量のごみが排出されております。これらに起因しまして、不法投棄による自然環境への負荷の増大やダイオキシン類による健康被害など、環境問題はもちろん、最終処分場の逼迫、処理経費の増加に伴う財政圧迫を無視できない状況になっております。ごみ等の減量化対策やリサイクル対策及び廃棄物処理対策を推進するには、ごみ問題が温暖化など地球環境問題への入り口にもなるということを日常の問題として捉えまして、これまで以上に市民、事業者、市といった、全ての主体がごみに関する意識の向上はもちろん、低炭素社会や循環型社会の実現に向けた、ごみ減量化や資源化の具体的な行動につながる総合的な取り組みを行っていくとともに、適正な分別収集体制の確立や、現有施設の機能の維持に努める必要があると考えております。

また、し尿・浄化槽対策の推進につきましては、公共下水道の普及によるし尿くみ取りの減少に適切に対処しながら、衛生的で効率的な処理に努めるとともに、下水道の整備が当面見込まれない地域におきましては、義務づけられております浄化槽の設置を推進するとともに、適正な維持管理等の充実を図る必要があると考えております。

市民一人一人が持続可能な循環型社会の形成に向けた取り組みを実践するまちを目指しまして、諸施策を総合的に推進しているところでございます。

#### ○委員長

それでは、事前に質問等をいただいておりますが、そういった点も含めまして、ご意見、ご質問等ございましたら、どうぞ自由にお願いたします。

○副委員長

銀座にありましたリサイクルステーションは、もう閉められたんですか。あれは、家主さんの都合か何かで。

○清掃センター所長

そう、家主さんの都合ですね。要は、銀座のリサイクルステーションを運営いただいでいて、リユースを主眼に、自分は要らなくなったけれどもほかの方にお譲りするというような活動、それとフリーマーケット、夢畑という名前で、手がけられておられましたけども、フリーマーケット自体も、聞くところによりますと、12月15日の日曜日に公設市場で、一応の最後を迎えるということをお聞きしています。ただ、先日、清掃センターで開きましたエコライフの集いにはその夢畑のメンバーの方々に参加いただいでおりまして、何とか細々でも続けたいなという意識は持っておられますので、今後、我々としても、動向を注視しながら、協力できるところは協力していきたいと思っております。

○副委員長

特に、どこか新しく何かをまたするという事はないですか。多分、ほとんど無料に近いような形で借りられていたのではないかなと思っております。

○清掃センター所長

当初、私は生活環境課におりましたので、あえて申し上げますけれども、立ち上げの3年間ぐらいは無償でお借りしておりました。それ以降については、フリーマーケットで出店料をとられていることもあり、それなりの収益も上がっていたということで、固定資産税相当分ぐらいを家賃としてお支払いされていたように聞き及んでおります。

○副委員長

なくなることで、不便だとか、もう一遍どこかにという意見はあまりないですか。

○清掃センター所長

特に主となってやっていたいたリーダー格の方からお聞きしますと、やはりなくなるのは寂しいと、フリーマーケットがなくなるというのは非常に残念だという意見も多数寄せられているようですので、何とかどこかでやりたいという思いは持っておられるようですけれども、新たなメンバーがあまり加わってこないということで、高齢化していて、私らももうちょっとしんどいなというご意見も反面頂戴しているところ です。

## ○委員

ごみ収集事業のところで、BDF燃料給油率というのは、目標が5年計画で100%で、23年度が25%、24年度が28%と3%増えていますが、このBDF燃料給油車のトラブルがあるみたいですが、今後、このBDF燃料を使って100%いけるということでしょうか。そこはどのように理解したらいいでしょう。社会背景等の変化と今後の予想のところで、ごみ収集体制を維持することは極めて困難な状況になると予想されるということは、このBDF燃料を使ってということなのか、それ以外のことで言っておられるのか、お聞かせください。

## ○清掃センター所長

BDF燃料を使うというのは、化石燃料の消費を抑えるということで、進んでやっているわけですが、メインで使っているパッカー車のうち2台がリース車両でございまして、リース車両については、このBDF燃料を使うということで、トラブルが起きた場合、補償できないというようなこともありまして、リース車両には使っていないということが1つございまして。

それと、BDFとは別の観点で、低公害車ということで、ハイブリッド、軽油と電気の混合のパッカー車を、今、3台保有しております。それについては、軽油の使用量自体が普通のパッカー車に比べると、2割程度落ちるので、BDF5%より効率がいいということで、近ごろはBDFよりもハイブリッドのほうにシフトしています。ただ、ハイブリッドを購入するに当たって、ハイブリッド車は結構高いので、国の補助などがある場合には優先して購入していますが、それ以外のときにはBDFが使えるようなパッカーを優先的に購入しています。リース車両というのは、そういうしがらみもございまして、自前でパッカーを、今年度も購入しているところです。

したがって、BDFだけで100行くのではなくて、低公害車に全て替えていきたいという思いは持っております。化石燃料の消費という観点から申し上げますと、ハイブリッドだと軽油の消費自体は2割ほど落ちるんです。だから、20%は落ちるということですが、BDFは100%で走っていたら、化石燃料の消費が100%落ちるのしょうけれども、100%のBDFを市内何百カ所という収集に使うというのは、作業員が1日中てんぶら油のおいをかいてということなので、特に、頻繁に乗り降りする車については5%のBDFを使っている。したがって、化石燃料の消費は5%はおさまるけれども、それ以上にはならないということでございまして。

○委員

要は、環境に配慮したというほうに持っていくために、コストで言うと、リースしているほうが安いけれども、少しコストが上がっても、環境に配慮したBDFを使う、あるいはハイブリッドをこれからは購入し、環境への配慮を優先しようというのが、今の彦根市の方向ですか。

○清掃センター所長

方向としてはね。リースしようが、自前で買おうがそんなには変わらないんですね。リースすると、例えば、支出が平らになるということをお願いしたいと思います。自分のところで買うときには、一気に例えば700万円なりの支出が要るので。リースの場合は、例えば7年間その支出が平らになるということでございます。支出の面に関しては。

要は、BDFを100%使えばいいんですけども、作業でちょっと気分が悪くなるというようなこともあるので、通常の燃料としてはBDF5%しか使えないだろうということで、5%を使っていますが、化石燃料の消費から言うと、ハイブリッド車のほうが若干すぐれています。購入価格についてはハイブリッドのほうがやっぱり少し高い。高いので、通常予算ベースで行くと、軽油でBDFが使える車両を買ったほうが安いんですけども、低炭素社会の構築のために、国の施策等が乗ると、そのハイブリッド車に補助がついたりして、市の支出が抑えられるので、そういう場合はハイブリッドを購入するということを見せていただいている。いずれにしても、先ほどから申し上げているように、ただ単に軽油100%で走るんじゃなくて、何とか二酸化炭素の排出抑制を図るために化石燃料の消費を抑えるような車両を優先して購入していきたいと思っています。

○委員

そうしたら、この100%という目標は、どちらかというと達成するのは厳しいんですか。

○清掃センター所長

厳しいです。

○委員

だけど、その中で予算と、あるいはそういう環境に配慮をしたというのをミックスした中で、最大限、今、取り組んでいる数字が、今、ここに出ていて、今後も、この数字を上げる努力をされるということでもいいんですか。

○清掃センター所長

そうですね、BDFで100%は難しいですけども。いずれにしても低公害を目指した

車は率先して購入していきたいというのが我々の思いです。

○委員

BDFとハイブリッドとだけを比べた場合には色々あっても、BDFそのものが資源の循環ですよね。ただ単にBDFという燃料と軽油とそれと電気で動かすというのを同列ではないような気がします。やはりBDFは資源を循環させているというところに値打ちというか価値があるもので、そこは大事にしていきたいかなと思います。意見です。

○委員

もちろんそうだけど、作業している人のことを考えると、ハイブリッドも必要なのかなという気もしないではないですね。健康の面を考えると。

○委員

地域循環型生活推進事業の目標とする指標の生ごみ資源化率というのが、非常に現在値が低い状況で、今後、どういう見通しかというところで、やはり別のやり方も考えないといけないということが今の課題に挙げられていて、今後の方向について、現時点で何かございましたら追加でお教えいただきたい。

○生活環境課職員

こちらの指標である、大型生ごみ処理機が市内にあります。東沼波自治会と、中藪西部自治会に、管理をお願いしていますが、1つの自治体さんについては、利用者が減っているということもありまして、おそらく来年度は管理ができないというような話も聞いております。それに加えて、簡易生ごみ処理のバケツを利用して、その普及事業を委託している団体があり、リサイクルステーションにもその普及事業をお願いしておりましたが、残念ながら解散されましたので、その方たちに事業をしていただけていないということで、伸び悩んでいるということがございます。堆肥化をするとしても、できた堆肥を使えるかどうかというところも問題になったところもございます。

電気を使った生ごみ処理機ですが、完全に二酸化炭素と水に分解するものもできてきておりますので、そういったものをまた、自治会さんなどをお願いして、また同じような形でできるといいなとは考えているんですが、設置できるような場所が今のところまだ新しく出てきておりませんので、今後の方向性については、今までやってきた、簡易生ごみ処理のバケツの事業というのは、今後も広めていきたいという思いはありますが、完全に分解できる、堆肥として使わなくてもいいようなものについても広められるような方向性を持たなければならない状況ではあります。



○委員

資料として添付、配付していただいているごみの処理の表ですが、この表をどのように見たらいいのかということをお教えいただきたい。というのは、ごみの減量化というのは非常に重要だと思います。一方でリサイクルというのは、ごみの減量化として非常に大切だと思いますが、それに伴うコストというのも非常に大きいと思います。ですから、例えば行政によって分別の方法が違うとか、市民としては納得できる部分とできない部分が当然あると思うんですね。それだから今のような形になっているということをお、実際効果として示せるようなものを、この表からちょっと読み取れないところがありまして。例えば、古紙回収は回収量が増えていって、可燃ごみが減っていくとか、そういったものが見えないんですね。その辺について説明いただきたい。

○清掃センター所長

その資料は、非常にわかりにくかったと思いますが、ごみ処理統計というのが彦根市のホームページに載っております。その中で廃棄物の総排出量ですとか、年間の資源化量などが記載されていますので、それに基づいて廃棄物の量がどう変化していったのかとか、リサイクル率がどう変わっていったのかということの確認は確認いただければと思います。ただ、今、委員、おっしゃっていただきました、例えば、燃やすごみがキロ 13 円の処理費がかかっているとか、粗大ごみがキロ 50 円から 60 円かかっているとか、リサイクルするためにペットボトルはいくらかかっているとかというような、身近な資料が、廃棄物の減量等の推進審議会の資料の中には入っておりますけれども、広く一般の方には目に届きにくいところがございます。それは昨年度末に作りました一般廃棄物処理基本計画の中でも一つの大きな柱として、見える化ということを念頭に置いています。したがって、例えば、今おっしゃっていただいたように、ペットボトルのリサイクルにはキロ当たりこれだけ費用が要るんですよとか、容器包装プラスチックのリサイクルにはこれだけ要ります。ただ、燃やしたらこれだけで、という。その中で市民の方々にもご理解をいただいて、進めていかないと、一方ではリサイクル大切なんて言っているのに、リサイクルにはこれだけお金がかかりますということもお示しながら進めてまいりたいとは思っています。今、現段階で見える化の資料がないので、処理計画に基づいて作成中ということだけ申し上げます。

○委員

現行としては、減量化というのは進んでいると。

### ○清掃センター所長

その一環として、減量化というのは、彦根市民1人当たり、市民レベルの1人当たりの廃棄物量は県内でもそんなには高くはない。低くもないですが、高くもない。むしろ中間的なところにございます。ただ、事業系の一般廃棄物、例えば、事業所から出る紙くずであるとか、厨芥類、生ごみですね。これは職種によって一部産業廃棄物に該当しますけども、そういうものの量が彦根市は非常に多い。だから、その合算でいくと、1人1日当たりのごみ量が県内でもトップというような、ちょっと不名誉な数字になっております。事業系の廃棄物については、彦根市が許可を与えている許可業者がパッカー車で運んでくるというケースがほとんどでございますので、その辺の強化対策をしております。例えば、東近江市や愛荘町とか豊郷町のごみをまたいで彦根市に持ってくることはできないんですけども、向こうの処理料金は、燃やすごみはキロ当たり20円するんです。彦根市の場合は、事業系のごみはキロ当たり13円ですので、7円の差がある。彦根市の処理コストで考えると13円というのは妥当な数字ですが、やはり業者にとっては、その7円の差というのは非常に大きいので、越境して運んできているケースもなきにしもあらずです。そこで、パッカー車の中身自体を開けさせて、年に何回か検査して、その中で何回か違反した場合は、ペナルティーとして、最大、許可の取り消し、ここまでなかなかいかないでしょうけども、例えば清掃センターへの搬入の停止であるとか、事業の停止であるとか、廃棄物処理法に基づいて処分も考えているところでございます。

それと粗大ごみにつきましては、この表で見てもわかりますが、平成23年、24年は、2,000トン、以前は1,500トン、1,600トンだったものが、いきなり2,000トンという数字になっています。このことはほかの処理施設でも聞きますが、要は、建設業者が産廃で処理すると処理料金が高いので、安いところに持ち寄ってくる。巧みに、それは自分は業としてやっていない。これは自分の小屋を自分で潰したんだというように持って来たり、解体の前さばきとして、畳を持ってきたりということがございます。彦根市でも家庭系の粗大ごみについては100キロまで無料という枠組みでしたが、この12月に改正し、廃棄物処理法の手数料も含めた改正案を議会に上程することになっております。そういうことで、安いところに、不適切というか、うそをついてまででも入ってくるケースがあるので、その辺の防御も含めて考えております。

### ○委員

先ほどの地域循環型のところでお聞きします。生ごみ処理機購入の補助ですが、これは

一度補助を使用したら、もう2回目は使えないんですね。

○生活環境課職員

3年使用いただいた場合は使えます。

○委員

そうですか。機械も変わっていくので、1回使用したら使えないのかなと思いましたが、聞かせていただきました。

それと、EMというのをやっておられますよね。あれはそんなに皆さんにPRはされないんですか。

○生活環境課職員

先ほど申しましたエコライフの集いとか、今年度も10月に実施しましたイベントなんかでも、ブースとしてPRしていただく場を設けています。また、新たな会員の募集をかけることや、新しい団体を立ち上げていただくような話はさせていただいているんですが、なかなか自ら長になっていただけない部分もあり、新規団体を増やしていけない現状にあります。

○委員

できたら地域ごとで小さな畑をしている人たちを募ってやってもらうとか、自治会で畑をやっている方にまとめてやってもらうとかされると、私も購入して土の中にまぜたりしてとってもよかったので、私のところは猫の額ですけれども、そんなのでもまぜて、やっぱり使うことができるので、もっとPRされたらいいなと思いますけど。

○委員長

私から1つお聞きしたいのですが、し尿処理手数料について、昨年度、単年度で215万円ほど未納となっています。累積で608万円、事務事業を見ていただきますと、支払督促、訴訟を2件されていますが、あの方はまだそこまでいっていないと思いますが、そのうち経済的な理由でなかなかお支払いできない方がいらっしゃいますけども、そうではない方ですね。払えるのに払わないという、そういう方もいらっしゃると思うんですが、人数としてどのくらいそういう方がいらっしゃるのでしょうか。

○生活環境課職員

昨年度ですが、そういった、払えるのに払っていただけない方については、支払い督促を出させていただきまして、裁判手続をとり、回収に至っている件もありますが、現在、支払う能力があるだろうという方については、何件かございまして、財産調査の権限がご

ざいませんで、話をしたり、家の状況などを見ながら、返済能力があるかどうかを調べているような状況です。ですので、今のところ何人かというところまではつかめていないような状況です。

○委員長

未納繰越は 334 件と書いていますから、そのくらいの人数はいらっしゃると思ってよろしいですね。

○生活環境課職員

ほぼ資力がない方もおります。生活保護を受けていて、まだお支払いいただけていないという方もおられますし、おうちを見させていただいても、ちょっと厳しいというような方がほとんどかと思えますので、確実に返済能力がある方にしても、去年 2 件については支払督促をさせていただいたんですが、その方の勤め先などもなかなか情報が得られないというところもございまして、まずは会うこともできないような状況ですと、その辺がつかめず、苦勞しているというような状況ではあります。

○委員長

そういう方々、なかなか徴収難しいと思うんですけども、何かそういう方々に対する手だてとか、納めなくてもいいよという方法が市としてはあるんでしょうか。経済的にすごく困窮されていて、とても支払う能力がないという方に対して何か対応とかあるんでしょうか。

○生活環境課職員

生活保護受給者については、その方から減免の申し出ができるようになっております。

○委員長

そういうことを対象者は知っていらっしゃるんでしょうか。

○生活環境課職員

誰が生活保護を受給しているのか、生活環境課ではわかりませんので、こちらからお伝えはできていませんが、公開はしております。

○委員長

公開しても、そういったことを知らないのではないですか。

○生活環境課職員

そこは、福祉と話をさせていただいていまして、当課としては勧められないので、福祉から、お伝えいただくような形で減免を出していただくようには進めているところです。

○委員長

できるだけそのようにしていただかないと、未納額がどんどん増えていきますので、よろしく願いいたします。

○副委員長

この徴収方法を例えば、代引きみたいな形にはできないのですか。くみ取ったら、即、その場で、先に支払わないとくみ取らないとか。それは法律上できないのですか。

○生活環境課職員

個人契約をされて、事業公社に収集をお願いされているような場合とか、ほかの自治体では、その場でのお支払いをやっているようなところもあると思いますし、チケット制のようなところもございます。

○清掃センター所長

ただ、委託業者が収集されている場合、彦根市の場合も彦根市事業公社がやっていますけれども、その場合は法律によって、くむ者と料金徴収の者が別々でないとだめという縛りはございます。今、おっしゃっていただいたような、前金制とか、そういうことは可能なのかなと思います。

○委員

意見のところに書きましたが、リサイクルは、やはりリサイクルされたものを使って初めて成り立つというのが基本にあるのですけれど、なかなかそのリサイクルされたものを使いましょうということができていないのかなと。私が意識をしていないのかわからないですけど、そこが弱いのかなという思いがすごくありましたので、リサイクルというものはすごく啓発されていますが、さあ、リサイクルされたものを使いましょうという啓発はどこがされているんですか。

○清掃センター所長

生活環境課でグリーン購入の啓発をしており、グリーン購入ネットワークに入ってその活動をしています。それと、おっしゃったように、リサイクルは、集めて製品にして、その先に利用者がないとその輪が回っていかないので、3Rと言っていますけれども、本来的には4Rであって、最後のリジェネレーションというところ、再生品購入が進まないと、その輪が回っていかないと思っています。市役所においては、例えば、トイレットペーパーであるとか、そういうものの基準も定めておりますし、グリーン購入ということにも積極的に取り組んでおります。ただ、市場に出ると再生品のほうが高かったりするので、

その辺のインセンティブはちょっと働きにくいのかなというのは実感できます。

○委員

そうなんです。だから、なかなか難しいと思うのですが、やはり学校教育の中ではそういうことはできるのかな。多少価格が高くてもそれを使うというのはどういう意義があるかということ、早い段階からしっかりと、とにかく知っておかなきゃだめだ。私も自分で悩むときあるんですよ、特売で何か買おうかなと。そういうことを市民が最低でも迷いながら買うほうがいいのか。何も考えないで、とりあえず安いものだけを買って、考えたら全部バーゲンなものを使っていたという社会から少しでも抜け出していけるようなことがいいなと思います。グリーン購入という言葉だけでは少し伝わりにくくて、リサイクルされたものを使いましょうという、もっと具体的な言葉で言っていただいたほうがわかりやすいかなと思いました。

○委員

ごみの散乱防止事業ですけれども、不法投棄がなくなる現実というのが相変わらずあって、にせもののカメラがあるところがありますよね、不法投棄の。あれ、意味がないと思います。捨てる人はそういうことを知っていると、ここは大丈夫というのがきっとあると思うので、方法としては、パトロールももちろんですけれども、にせもののカメラを本物にするののほうが先ではないかなと思いますが、その辺はいかがですか。

○清掃センター所長

本物もあります。本物のカメラの数も増やしていくということで、これは来年度になるのか、今年度、残りの予算を使わせていただけるのかということで、今、財政当局と折衝中で、そういう努力はしております。それと監視カメラにおいては、以前は大層な監視カメラでしたが、最近はSDカードに簡単に録画ができて、非常にコンパクトなタイプ、取りつけやすいタイプのものもたくさん出てきているので、それを利用して、何とか抑止力が働くような取り組みを実施していきたいと思っています。以前は監視カメラに映っている年間1件ぐらい行為者がわかってということでしたが、最近増えてきたというか、行為者自身がわかって、警察もそれによって動いていただいて、実際に捨てたものを自分がまた清掃センターに持ってきて処分するということも増えてきておりますので、毅然とした態度でこちらも臨んでいきたいと思っています。

○委員

さっきの生ごみ処理機ではないですけれども、機械の性能がよくなるので、闇の中でも

よく映るものもありますよね。機械も償却の年数もあるでしょうけれども、やはり不法投棄をなくすには、パトロールをしても人がいなくなった時間帯に捨てられるので、そういう対処の仕方が今後求められるのではないのでしょうか。

○清掃センター所長

そうですね。それが契機となったのが、市役所の公用車は、今年度ほとんど採用すると思うんですけど、ドライブレコーダーの存在です。ドライブレコーダーは、交通事故を起こしたときに、こちらが青だったと言って、向こうも青だったということで保険屋さん同士の折衝になりますが、ドライブレコーダーがついていれば、うちも一回ありましたが、停まっているのにバックしてきた車が当たったと。当たったほうはこっちも動いていたんじゃないかというようなことで、ドライブレコーダーのその録画記録を渡すと解決する。簡単に録画できるし、画質もそんなに悪くないということなので、不法投棄対策にそういうようなものを使う。また、土地の管理自体も雑草を生やしているようではポイ捨ての温床になってしまう部分もございますので、あわせて取り組んでいきたいと思っております。

○委員

できたらそのカメラは、取り外しができて、ここはもう大丈夫だとわかって、ほかのところに不法投棄が多くなったら、そこへ持って行って設置ができるといい。

○清掃センター所長

そうですね。一時、荒神山林道に不法投棄が多くて、市民の方々がグループになられて、その家電製品などを谷底から引き上げていただいて、直近では1年ほど前まで本物のカメラを設置していたんですけども、ある程度効果があったということなので、そういうことを順繰り回していきなりということで、活用していきたいとも思っております。

○委員

このごみ処理施設の老朽化が気になるのですが、焼却施設が設置後36年で、粗大ごみ処理場が34年経過しているということですが、償却年数とか費用の問題もあるんですけども、この年数はまだまだ先は使えるということですか。

○清掃センター所長

機械設備については、いつまでやるかということ念頭に置きながら定期整備を行っておりますので、それは心配ないと思います。ただ、躯体ですね、コンクリート構造物ですので、通常は4、50年と言われておりますので、50年としてもあと10何年かということにはなろうかと思っています。焼却場は11、12年で耐震対策の特別工事、排ガスを今ま

で電気集じんであったものをバグフィルターという、ろ過装置みたいなものにかえたときに、耐震などの構造も一部補強しておりますので、大丈夫とは思いますが、先ほど言いましたように、コンクリート構造物ですので、決められた年数を視野に入れながら、今、広域で取り組んでいる、新しいごみ処理施設を進めていきたいと思っております。

○委員

点検もされているので、50年はもつということですから、安心しました。14、5年はあるということですね。

○委員長

よろしいでしょうか。では、意見、質問等出尽くしたようでございますので、それでは、143 資源循環型社会の構築につきまして、委員会の評価を決めたいと思います。事前に評価をいただいております点数につきまして、変更等ございましたら、お申し出をお願いいたします。いかがでしょうか。変更ございませんか。

#### [143 資源循環型社会の構築の評価]

評価点数について変更なし

有効性 16.2 必要性 16.8 妥当性 13.7 効率性 13.7

#### [143 資源循環型社会の構築の総括評価]

後日事務局で案を作成。

#### [141 生活環境・自然環境の保全と創出]

○委員長

それでは、次の施策に入らせていただきます。141 生活環境・自然環境の保全と創出につきまして、担当部署より簡潔に説明をお願いいたします。

○市民環境部次長

取り組みの体系といたしましては、快適な生活環境の確保、自然環境の保全と創出、またこれらを体系的に行う環境意識の普及啓発と推進体制の整備という、この3本柱からなっております。

快適な生活環境の確保として、主なものは、事業所の公害防止に係る届け出等の受理事務を始めまして、環境への取り組みをより推進いただくための公害防止と環境保全に関する協定の締結と、協定に基づきます公害管理の実施、定期的な工場立ち入りなどの環境パ



トロール、生活排水対策のための環境保全指導員による水質調査事業、また、下水道の未供用地域のための浄化槽設置整備事業などがございます。

次に、自然環境の保全と創出として、主なものは、アライグマ、ハクビシン、ナガエツルノゲイトウといった外来生物の駆除、市民団体との共催によります自然観察会の実施などがございます。

最後に、環境意識の普及啓発と推進体制の整備といたしましては、キッズISOなどの環境学習プログラムの実施、市民環境フォーラムの開催、環境推進員の養成など、市民が環境問題全般に関心が向けられるよう、啓発を行っております。特に環境啓発は、地域環境保全を市民モラルに訴えかける部分でありますことから、効果的な施策を打つことがなかなか難しい事業でございますが、より多くの方に環境施策に参画していただくよう取り組みを進めていきたいと考えております。

○委員長

それでは、ご意見、ご質問等ございましたら、ご自由にお願いたします。

○委員

家計簿について、成果の数字は入らないんですか。環境家計簿取り組み世帯数の成果が、23、24年度はあいていますが。

○生活環境課職員

環境家計簿については県のシステムを使わせていただいておりますので、照会をかけて、返ってこなかった、あるいはまだ集計が上がってきていなかったということが考えられます。それは確認もできておりませんので確認したいと思います。

○委員

水質調査の目標は60人で現在値が53人ですが、その数に対して、どのように対応されていますかということですが、水質調査地点数も目標160カ所と言っておられますが、現在125カ所ですが、残りの35カ所についてはどうされていますか。

○生活環境課職員

今のところ測定は行っておりません。

○委員

質問の回答に信頼性、精度を上げるために調査地点を増やす目標を設定していますと書いておられるんですけども。

○生活環境課職員

そもそもこの制度ですが、この水質調査員、彦根市の環境保全指導員という方々が現在、この数字にあるとおり、53人いらっしゃいまして、その方々に水質の調査員として調査を依頼しております。調査地点についてですが、当然、依頼をしていますので、行政から意見であるとか、情報のやりとりはしますが、原則はその調査員が集まっていた団体、彦根市環境保全指導員連絡会議の中で調査場所を決める。下流から支流が分かれていますので、その支流のポイント、ポイントを決めて、指導員連絡会議の中での目標として挙げていらっしゃる数字が160ということになっています。ただ、当然、皆さんボランティアでやっていただいていますので、その他、体調のことでありますとか、高齢なこともありますので、そういう中で、ぜひとも前向きにやっていただいている部分を高く評価いただきたいなと思います。今53人ですが、25年度の市民環境スクールは、もう既に終わっておりまして、そこで現在、最終的に4名の新規の方が今、入っていただいた状態になっております。今後もこういった活動は進めてまいりたいと思っておりますし、また、ほかの方もぜひとも考えていきたいなと考えております。

#### ○委員

作業について、川のところとか土手が結構斜めになっていたりして足元が悪いんですけども、もうちょっと簡単に1個ずつリンを調べるとか、窒素を調べるとかではなく、1回、そこに液をたらすと、結果が出る機械がありますよね。

#### ○生活環境課職員

今、使っていただいているのがそれです。大きい河川は対象ではないですが、身近な水路などを中心に、160地点を目標にやっていただいています。進め方としては、ひしゃくのようなもので水をすくっていただいて、あらかじめスポイト状のものに薬品が入っておりますバックテストといわれるものがありますが、そこへサンプルとなる水を入れて、変色から水質を判断いただいているということで、それほど難しいものではございません。ただ、やはりきちんとした扱いをしていただかないと、きちんとした数字が出ませんので、そのあたりは今やっております、市民環境スクールというところで、新しい環境保全指導員さんを養成をするのと同時に、継続されている方もそこでトレーニングを積んでいただくということで、指導員連絡会議を運営していただいているところでございます。

#### ○委員

できましたら、1つの機械で全部が測定できるようなもの。その機械を皆さんにお渡しして。高齢化していることもありますので。

○生活環境課職員

専門的な話ですが、確かに、機械で測るというタイプのものも当然あるんですが、ただ、残念ながら、今、やっていただいている項目というのは3項目。

○清掃センター所長

COD、アンモニア、リン酸ですね。

○生活環境課職員

複数項目あるんですけども、1つの機械で複数測れるという、機器がないのですよ。4種類測るのであれば、4つ機械を持っていかなければならないというのが1つと、やはり1つの機器の値段が、数万円というような。これを60人の方にお分けするとなってくると、かなり費用もかかってくる話です。先ほども言ったとおり、1種類しか測れませんので、4種類測るのであれば、仮に機械が3万円であっても、1人に12万円かかるということで、それは現実的に厳しいというのがあります。

○委員

でも、少しずつでも増やしていただいて。

○生活環境課職員

そうですね。実際1つだけ、酸性、アルカリ性の機械も試験的には購入はしていただきました。また、値段の部分もあるんですけど、検定といいまして、その機械が少しずつやはり、正確性が失われます。はかりなんかでも、基本的に何年か年数が経つと正確ではなくなりますので、検定といいまして、正確性を測るチェックを受けないといけないのですけれども、これを、みんなが一斉に受けるのかという話について、これは、逆にそれをやるほうが私たちにとっては手間だということが、連絡会議の中で上がりまして、現実的には使っておりません。ただ、複数台買っていますので、例えば、子ども向けの出前講座をするときに数字で見せるような道具で使うであるとか、あとそれ以外にも具体的にイベントなどで使ったりはしております。ただ、実際の現場では、逆に指導員さんの間では扱いにくいということでしたので、使用は断念したということでございます。

○委員

高齢化が一番問題だと思うので、やはり1人抜けるとその方が調べていた箇所が、また1人の人に行きますよね。だから、そういう負担ができるだけないようにするには、作業の簡略化ということも、費用の問題もあるでしょうけれども、考えていただけたらありがたいなと思います。

### ○生活環境課職員

その作業の効率化と、もう一つは勧誘ですよ。指導員になっていただく方への広報なども流しておりますし、過去にはレイカディア大学で掲示をお願いしたり、配布物をお願いしたりとかはしています。実際、30代、40代の方でも指導員さんのスクールには入っていただくんですが、子どもの学校や、地域の行事、仕事の関係もありますので、こういった継続的な取り組みというのは、やはり正直難しいということで、なかなか若い方に、毎月1回測りに行っていただくわけですので、それを継続してもらおうということにかなり抵抗といますか、ハードルが高いなということで、実際は新しい方もいらっしゃいますが、そこまで結びつけられていないのが現状でございます。

### ○委員

意見にも書きましたが、生活環境課が抱えておられる問題だけではなくて、もう全てそうだと思うんですけども、高齢化を考えると、10年先、例えば、里山の保全活動だとか、河川の清掃活動だとか、今の何とか検査員だとか、どうなるのだろうと思ったら恐ろしいですよ。誰がそれを担っていくかということで考えると、全庁体制で、そういう若い人に少しずつ地域のことに関心を持って、自分の関心のあるところは関わりを持ってやっていきましょうねという機運をどう作っていくかを考えないと、15年、20年経ったときは非常に怖い。例えば、それは民生委員であったりとか、全部の分野だと思いますが、恐ろしいなと最近思います。市民活動に私は関わっていて、すごくよく聞くんですよ。俺たちはこんなにいいことしているけれど後継者がいない。でもそれは色々な意味があって、やはり若い人が、ああ、それだったらやってもいいよと思えるようなシステムとかやり方も工夫をしながら掘り起こしていかないと恐ろしいなとすごく思っています。私の危機感ではありますが、ぜひ、だから環境という面からもそうだと思うので、色々な場面で皆さんで議論をしながら新しいアイデアを出していただけたらいいなと思います。

### ○委員

私も全く同意見です。行政でやっていることをどれだけ、例えば大学などが関われるかということは、これからの課題として、やはり継続してやっていく。そのことが非常に身近なことであり、未来に向けて非常に本質的に大事な問題であるというところであれば、研究ベースというか、そういうところで、少なくとも県に大学もありますので、そういうところとより調整をして関係を作っていくということを今からすれば、何か一定のずっと継続できる方向性が見えてくると思いますので、特に環境の部分というのは、比較的しや

すいかなと思いますので、そのように望みます。

○副委員長

タヌキは捕まえたらだめですね。うちの地域から電話がございましたので。タヌキと共生しなければならないのですね。

○生活環境課職員

はい。誤解があります。市民の方から私どもに連絡があって、かなり件数が、この数年、物すごく増えてきて、一日の業務に差支えてきていますので、この場でご議論させていただきたいんですが、そもそもタヌキ、キツネ、イタチというのは、自然環境の中に、当然存在し得る存在でありまして、人間の都合でそれを駆除するということが自体が鳥獣保護法なり、法律やそもそもモラル的なものとしていかなものかというのがあります。ただ、見た目的には確かに住民には同じように映るかもしれませんが、アライグマとハクビシンについては、全くこれは異なります。というのは、アライグマにせよ、ハクビシン。この2種類については、明らかに人間が人間の都合でこの地域に運んできたという、日本列島、あるいはこの地域にもともといたわけではない、その生き物が幅を利かせることによって従来のタヌキやキツネの生態に影響を及ぼす、ひいては人間にまで影響が出てくるようになれば、これは彼らも命があるにせよ、駆除せざるを得ないということの中で、捕獲という手段をやむを得ずにとっている次第でございます。生活環境課に電話をしたら簡単にとりに来てもらえるというような話が出回っているようですけれど、私どもとしては、従来からいるタヌキやイタチやキツネを守らんがためにそうせざるを得ない。当然、捕獲したアライグマやハクビシンについては処分されていきますので、それをじゃあ、気持ちよくやれることかということ、私らもやむを得なく処分をしているということもありますので、もともと人間の身勝手な行為さえなければ、こういうことをせずに済んだのにという状態は大変問題であると認識しています。

○副委員長

わかりました、できるだけ共生の道を考えます。

○委員

この環境保全指導員、水質調査員、環境推進員は分ける必要があるんですか。一括して、例えば、さっき言われた大学や、あるいは地域のどこか、NPOとかそういった団体に任せるとか、そういうことは今後できないんでしょうか。

○生活環境課職員

お答えいたします。環境保全指導員に水質調査を依頼していますので、この2つはイコールだと認識していただいていると思います。環境保全指導員にお願いをしている水質調査の部分については、もともとバックグラウンドとなる計画自体が異なっていて、水質調査というのは、生活排水処理に関します計画がありますが、そちらの計画の中で地域の水質保全ということを目的に設置させていただいたのが環境保全指導員さんということになります。それに対しまして、環境推進委員については、環境問題というのは、昭和40年代に比べて事業所や工場なんかの意識の向上などもあって、改善もされてきましたし、生活排水も年々改善されてきて、水質自体は最悪だった時期から比べるとかなりよくなってきているのですが、先ほどからご意見いただいたように、地域のことに関心や参画を持ってもらえない社会と申しますか、そんなことが続いているということは、結果的に社会活動自体を停滞させてしまうということになりますので、それではまずいということから、その大もとになります、私どもの環境基本計画の中で、環境に関する問題、環境に関する意識を市民の方に高めていってもらう仕組みづくりの中で、リードしていただける存在として環境推進員を設置させていただきました。実際には、環境推進員の内訳と申しますか、参加していらっしゃるメンバーにどんな方がいらっしゃるのかと申しますと、リサイクルステーションの運営委員会に参加していらした方、あるいは緑のカーテンの推進事業で活躍されている方、この環境保全指導員さんのメンバーにも多数入っていただいております。そういったことで、環境保全指導員さんイコール水質調査員さんは水質の方面に特化した方ですけれども、環境推進員さんは、今、申し上げたような、環境分野全般の、それぞれ得意分野の方に集まっていますので、今、会議を進めているところでございます。

#### ○委員

意識の改善がまだ低いと言われましたけれども、ごみの散乱防止事業のところ、清掃活動の認知度、広がり度について目標が2,000で現在値2,900となっているので、そんなに低いということはないと、意識がそこそこ出てきているのではという気はするのですね。だから、こういう人たちの活用をうまくして、呼びかけをすれば、もちろん増えるでしょうけれども、その作業については年配、お年寄り、退職した年齢の方をやはり対象にするわけですから、年々作業が難しくなってくるでしょうし、そこら辺をうまく、どこか一つに持って行って、そこで全て活動ができるようにしていただければ一番いいのかなと思います。

#### ○生活環境課職員

答えになるかどうかかわからないですけども、今、スクールガード、朝の交通安全の見守り隊の方も環境保全指導員に入っていらっしゃいまして、今回の新しいメンバーの方もそこで知り合われた仲間の方を引き込まれたりということで、そういうような、あくまでも環境に特化せず、広い話の中で、環境分野の話は自分たちに身近なことで、かかると楽しいなと思ってもらえるようにいかにしていくかというのが命題だと考えていますので、私どもが、いかに皆さんに関心を持ってもらって、率先して提言、あるいは参画をしてもらえるかということに努めてまいりたいと考えております。

#### ○委員

意識の高い方で参画されている方は、どれもこれも、かなり色々な役を重ねておられると思うのですよね。だから、そういう方がもう手いっぱい、年齢的にも手いっぱい、これ以上、手を挙げることもできないという方がたくさんおられると思うんです。もう少し組織の簡略化をすとか、お年寄りでもやりたい人が本当に活動できるような、そういう仕組みについて何とかならないのかなというのがあるんですけど。

#### ○生活環境課職員

確かに、今おっしゃられたように、私どもの主催事業でも来ていただくメンバーが同じということが多くて、この部分というのは、環境だけに限らず、全庁的に社会活動を熱心になさっている方というのはいま連携ができていないなという部分は当然あります。それは、また庁内でも考えていけるようにしなければいけないとの認識は持っております。

#### ○委員長

ほかにかがででしょうか。では、ないようでございますので、それでは、委員会としての評価を決めたいと思います。事前にいただいております評価につきまして、訂正等ございましたらよろしく願いいたします。

#### [141 生活環境・自然環境の保全と創出の評価]

評価点数に変更なし

有効性 16.2 必要性 16.2 妥当性 10.0 効率性 12.5

#### [141 生活環境・自然環境の保全と創出の総括評価]

後日事務局で案を作成。

(休憩)

[142 低炭素社会の構築]

○委員長

それでは、時間が参りましたので、再開をさせていただきます。

本日最後の施策ですが、143 低炭素社会の構築につきまして、担当部署より、ご説明をお願いいたします。

○市民環境部次長

取り組みの体系といたしましては、省資源、省エネルギー対策の推進と低炭素を意識したまちづくりでございます。省資源、省エネルギー対策につきましては、個人への太陽光発電設備や高効率給湯器への補助を行ってまいりました。しかし、これらの設備は普及に伴い価格が下落したこと、市からの補助がなくても設置が進むことも確認されたため、事業といたしましては24年度で終了しております。

また、昨年度は市民共同発電事業としまして、旭森地区公民館への太陽光発電設備の設置。今年度は県補助を活用しまして、人権・福祉交流会館への蓄電池つき太陽光発電設備の設置を予定しております。

さらに小学6年生への環境学習プログラムで実施するキッズISOや滋賀県が開設する環境家計簿「みるエコおうみ」の利用の推進を行っております。

また、事業者との公害防止と環境保全に関する協定において緑化の推進を盛り込むことやコミュニティーバスの利用促進の活動を交通対策課と連携して実施しております。ただし、これらの事業につきましては、国の原子力発電を含みますエネルギー施策を密接に関連してまいりまして、国の動きを注視しながら施策を進めております、

○委員長

どうもありがとうございました。それでは、委員の皆さん方からご質問、ご意見をお受けしたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員

緑のカーテン事業がとてもいいことをされているのですが、市民への呼びかけはもちろん大事なんですが、公共の建物もできるだけ自ら姿勢を見せるというのも大切だと思いますので、実施数、施設数が把握できないとおっしゃられていますけれども、市民に呼びかけるとともに、大事なことはないかなと思います。市役所で緑のカーテンをされていて、窓際で会議をしたときにとても涼しかったので、うちも今年は西日の強いところ



をやってみたんです。すると、とても西日の暑さで部屋の中が夕方でも暑かったのが、涼しくなったので、これは絶対いいことだと思いました。もっと皆さんがやれば電気代も少なく、電気を使う量も少なくなるのではと思うのですが、公共の施設が率先してやっていて、皆さんが行く場所で実体験してもらって、涼しいんだということを実感してもらわないと、こういうのは増えていかないと思いますので、そういうことも大事ではないかなと思います。

#### ○委員

市民共同発電事業については出資者が集まらないといけないと。ただ、もう新たな出資者を募ることが難しくなってきましたとありますが、私が知っているところでいうと、1期目より2期目、2期目より3期目のほうが、募集をしたら早く出資者が集まったということも聞くんですが、それは彦根市ではないことなんですか。

#### ○生活環境課職員

状況を申し上げますと、平成22年度につきましては、それが第1号の市民共同発電でしたが、約50人、あるいは団体の方から出資をいただいています。そのうちの約80%、40人前後は、実を言うと行政関係者だったということがありましたので、広告も彦根市だけではなく、周辺4町もあわせて流しましたが、やはり震災の以前ということもありましたので、若干、眉唾物的な話ととられたのか、参加ならずで、締め切って、2日後に震災があって、その週明けから月曜日に10件ぐらい電話で問い合わせがあったのは覚えています。去年の場合も、広告を流したんですが、いざとなってみると、なかなか出資が集まらなかったということが事実で、実を言うと、今回、旭森地区公民館については、リサイクルステーションのメンバーの有志でお金を集めていただいて、リサイクルステーションで設置をいただいたということです。したがって、募集はしましたが、残念ながら市民の方からは集まらなかったということで、私どもの広告、広報の仕方に問題があったのかなとも思いますが、現在のところ、そういうことで終わっております。

#### ○委員

私の身近でそういうのがあって、聞くと、何かこの間もすぐ集まったということだったので、やはり市民の意識も、震災のことを出してくださいでしたが、大分変わってきてるので、いい意味での実績を数字できちんと示しながら、何でこれに意義があるのかというのをきちんと伝えながらやると、手を挙げる方は多分いらっしゃると、潜在的に。そのところを、ぜひ、いい効果的な方法で続けていただけるといいと思うので、そのところ

ろは検討をお願いしたいと思います。

○委員

旭森地区公民館に設置されているので、ほかの地区の公民館、自治会にそれぞれ自治会館がありますので、そのあたりに呼びかけるとか、補助金をもう少し優遇されるとか、検討されたらと思います。この間は日野町がされていきましたよね。あんな形でできたら、本来は市民も助かるんですけど、そこまではいかないと思いますので。

○生活環境課職員

状況を説明させていただきますと、10月18日に、県のエネルギー施策に関連のある担当課の会議ということで、出席をしてきましたが、自治会に普及しないという原因について分析を県の職員と出席した職員でしたのですが、県も自治会館であるとか公民館の設置には前向きで、補助メニューもふんだんにはつけてあるんですけども、いかんせん、これも仕組み論ですが、県や市町の本予算が決まるのが例年3月の24、5日。そのころにはもう大体自治会の予算も決まっていますので、全額補助を出せるなら別ですが、時期が遅いということで、申請してもらえない。市民共同出資の話にしても、結局、私どもがやるにも懸案事項が残るのですが、財テクの一部の意味もありますので、金融商品取引法とか出資法なんかのことにも、やはり熟知していないと。利息とかをつけないのであれば自治会館でもできるのしょうけども、そうなってくると賛成、反対も結構いらっしゃいますので、なかなかお話をまとめるのも大変だということは伺っています。こういうところから、自治会さんも、一部の小さなところからは、引き合いは出てきたのですが、さて、では行政からのシステムのバックアップの支援のシステムを構築して、さあ、始めましょうかという、まだそのあたりでかみ合っていない、実現には至っていないというのはあります。

○委員

問題は、1つは、その県の予算みたいに、予算の時期をずらせば、自治会にも提案ができる、活用してもらえる可能性はありますよね。

○生活環境課職員

そうですね。

○委員

それとLEDを普通の電灯とかえて電気代が減ったと、電気代が減ったというのがありましたけれども、金額が全然違うものではありますけれども、将来的に見た場合に、やは

り電気を消費する量を少なくするとか、費用を減額、軽減するとか、そういうことができますので、やはりもっとPRの仕方とか、みんなが活用できるように、費用を使いやすいようにできる時期を考えると、何か方法をまた考えていただきたいと思います。

#### ○委員

省エネの取り組みについて、震災以来、省エネの意識は市民的にすごく高まっていると思うのですが、この取り組み全般を見てみますと、どうやって省エネするのかという視点にやや欠けているのではないかなと思うのです。省エネの専門家とお話ししたときに、要するに、機器メーカーさんですね、LEDに替えましょうとか、省エネ機器に替えましょうとか、これ、入れ替えたなら省エネになりますよ。そんなの当たり前のことですね。ところが、そういうことは一切しなくても、場合によりますけれども、2割ぐらいの低減はできる。それで大事なのは一体どこに無駄があるのかというところを見るのであって、決して、例えば生活の質を落としたりとか、事業の生産性を落としたりとか、そういうことではなくて、まず分析したり解析したり。それが個人であったり、事業所でも、小さい事業所だったら恐らくできない。ですから、そういうところに、例えば、コンサルティングの紹介をしたりとか、そういった専門性を導入するというようなことが非常に必要になってくると思うんです。省エネ機器は、決して安くないので、導入したいと思ってもできないところが多くあると思うのです。それ以外のところでまず2割下げましょう。それで浮いた分をさらに機器を導入しましょうという流れをつくっていければ、大きな流れになってくると思うのですけれども、そのあたりの取り組みはどのようにお考えでしょうか。

#### ○生活環境課職員

この施策名としてあるのが、平成20年に議会で採択いただきました低炭素社会の構築都市宣言が始まるのですけれども、そのころ温暖化対策の一環としまして、県がちょうど同じタイミングで環境家計簿というのを作成しましたので、彦根市もそれを活用するという事で県と協議をして進めてきたのですが、残念ながら、この2年ほどの間、震災以降、エネルギー問題と省エネ問題が混同されている部分もあつたりしましたので、その部分は委員のおっしゃるとおり、手薄になったかと思っておりますので、今後は環境家計簿等で、本年度、太陽光の補助金を最終的にやめました、やめるときにも、どちらかという、高価な機器による省エネではなしに、やはり生活の質をもとに見直すことによって得られる低炭素への取り組み。その部分を通すということになってまいりましたので、今後、少し

そのあたりは強調して進めてまいりたいと考えております。

○委員

何かガイドブックみたいな、こうすれば省エネできますよと。素人が考えると廊下の電気を消そうとか、昼休みは事務所の電気消そうとか。昼休み、事務所の電気消して暗い中でやったらモチベーション下がりますよね。そういうことをしなくてもできる部分はきつとあると思いますが、そういう、何か事例ベースのものというような広報ができれば、かなり進んでいくのでは思います。

○委員長

彦根市役所は関電の電力を使っているんですか。

○生活環境課職員

はい。

○委員長

実は政府でも東電の電力を使っているのは防衛省だけです。あとは違うところの電力を使っていらっしゃるわけで、大体、ほかの電力を使うと7割ぐらいで済むのですよ。だから、こんな始末しても電力会社さえ替えれば十分もとはとれるというか、3割もそれで削減できているのですが、一定のもちろん規模がありますけども、市役所だったら十分その規模を満たしていますので、そういうことを検討されたことは今まであるのでしょうか。ほかの電力会社から電力を買うということについて。

○清掃センター所長

清掃センターは毎年ほかの電力会社、10社ぐらいありますが、そこには意向確認をしております。ただ、関電以外の、残り9社について、清掃センターはかなり消費量が多いので、手を挙げていただくところがないというのが現状です。一旦、入札すれば、関電は今、随意契約の低いレベルで契約をしておりますけども、入札になるとその部分が逆に高くなったりということで、清掃センターは違う電力との契約を断念しているというのが現状でございます。本庁舎については私は存じません。

○生活環境課職員

私も当時、水道部局にいましたが、浄水場も電気を使う施設ということで、実際、県庁であるとか、県の施設というのは大方入札だと聞いていましたので、入札の視察といいますが、手法なんかの調査をしたんですけども、今、申し上げますような部分で、大きいところを相手にできるだけの余力がないという返事であったりとか、逆に、かえって割高な

電気を入札で買わされたという話があったりしたので、立ち消えになった部分はあります。ただ、国のほうは、必ず入札というのが前提になっていまして、それは金銭入札ではなく、総合加点方式を導入せよということで、その部分に関しては若干研修でありますとか、そういう部分で自治体にも導入ができる体制になるまで、状況の把握はしようということで情報収集に努めているところでございます。

○委員長

前向きに考えてはいただいているということですね。

○生活環境課職員

そうですね。ただ、かなりの量と言いつつも、やはり市町の庁舎とか施設ぐらいでは、中途半端で、そんなに多いというほどでもないとなってくると、今のところは義務化されていないところを考慮すると、余りメリッ的に少ないのかなという部分は若干あります。

○副委員長

今の電力の話ですけど、各大手の企業はどうなんですか。滋賀県内の事業所は。

○生活環境課職員

申しわけありませんが、県や国レベルに関しては、今、省エネ法が改正されまして、私も特定事業者になっていますが、そういうところは受給先というのを提出義務というのがありますし、県も条例の関係で、どこで電気契約しているのかという報告義務があるので、大手なんかの情報をつかんでいるとは思いますが、市では、具体的にどの業者から買っているかはつかんではおりません。

○委員

的が外れるかもしれないですが、彦根市ではないところで、LCAの計測、ライフサイクルアセスメントの計測を中小企業と繊維関係でやりました。染色であったり、織物を織っているところであったりしたときに、やはりそれをしたことで日常的にわからなかったことがわかったと。同時にそのことが、地場産業でしたので、地場産業としての今後の課題、大手ではない小さいところはこういうところについて非常に関心を持って改善するように日常やっているということが、産業としてのプラスに働くということ意識していただいたということが、発見としてあったので、こういった内容のことというのは、このことがどういう新しい意味を持つのかということ、より企業だったらわかると、なかなかそういうことの計測をしたりというのは余裕がなくてできないと思うのですね。ただ、それがものづくりであったら、それが非常に厳しくなっている中で地域として新しいよい意

味での方向を、このことだけではなくて、プラス、やっている内容とともに生かせるとしたらというのがあればいいのかなと思ったときに、この事業がこれだけではなくて、ものづくりという産業というところの施策と何か結びつくことによってもっと前向きになれるのかなと思ったので、これは意見ですけど、そういう生かし方、これがこの中だけではない、それプラス何か違うものと結びつけて、より促進できるような道を開ければ、新しい角度で進められるかなと思いました。

○委員

ごみの焼却で3万トン、年間焼却されているのですけれども、焼却の熱を使った発電、熱回収の話というのは出ていないのでしょうか。

○清掃センター所長

現施設では、新施設の建設を目指してやっていますので、現施設で、例えば熱回収をやるとか発電をやるということは考えていません。新しい施設になりますと、それが国庫交付金の対象、これをしないと対象にならないので、当然それはやっていくと。今、焼却場と呼んでいますけれども、ごみ焼却施設はエネルギー回収施設というような呼び方になります。その中では当然発電をやったり、余熱をどこかに利用したりというような利用率みたいなものもメニューの中にあると思いますので、それは視野には入れております。

○委員

大体いつぐらいの年次で。

○清掃センター所長

先ほど躯体で14年ぐらいはもつかなというお話をさせていただきましたけれども、当然、場所の選定があって、その後で環境アセスメントに2、3年、建設に3年か4年ぐらいかかりますので、最低でも10年ぐらい先になってしまうかなと思っています。

○委員

10年。

○清掃センター所長

去年も10年と言ったかもしれませんが、今年も10年と言ったかもしれませんが、要は、場所が決まれば、そこで年次が決まると思います。ごみの焼却というのはかなりのエネルギーを生み出しますけれども、ごみ焼却場自体がかなりのエネルギーを使いますので、だから、とんとんぐらいかなという思いは持っています。余談になりますけれども、焼却場の電気代というのは、今年の9月までが契約期間でしたので、ご家庭は5月から電力料金

が上がっていますけれども、1年間ベースで、値上げ分だけで1,000万円超あるというようなレベルの電気を使っているのです、ごみ発電をやったところで、それがペイできればそれでオーケーというような感じで思っております。

○委員長

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、ないようでございますので、委員会の評価を決めたいと思います。見ていただいております評価につきまして、変更等ございましたら、お申し出をお願いしたいと思います。変更ございませんでしょうか。よろしいですか。

#### [142 低炭素社会の構築の評価]

評価点数に変更なし

有効性 16.2 必要性 17.5 妥当性 12.5 効率性 13.7

#### [142 低炭素社会の構築の総括評価]

後日事務局で案を作成。

○委員長

以上でございますが、何か、この際、ご意見等ございましたら、よろしいでしょうか。ないようでございますので、本日の会議はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局

皆様方には本日は長時間にわたりまして、熱心にご審議いただきましてありがとうございます。

なお、次回の第5回目の委員会は、先日開催通知を送付させていただいたところですが、12月24日火曜日15時から、午後3時からでございます。場所は本日と同じ本庁舎3階32会議室でございます。

それではこれもちまして、第4回の行政評価委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(終了)

会議録の確定

委員長署名	大橋 松行
-------	-------

平成 25 年度 第4回彦根市行政評価委員会 出席委員

(50 音順)

氏 名	備 考
赤木 和代 (あかぎ かずよ)	淡海生涯カレッジ彦根校オブザーバー
池上 松夫 (いけがみ まつお)	(元)彦根市行政改革委員会委員
大橋 松行 (おおはし まつゆき)	滋賀県立大学 教授
嶋津 茂昭 (しまづ しげあき)	(元)彦根市総合発展計画審議会委員
西川 実佐子 (にしかわ みさこ)	しがNPOセンター
真鍋 晶子 (まなべ あきこ)	滋賀大学 教授
森下 あおい (もりした あおい)	滋賀県立大学 准教授
森 雄二郎 (もり ゆうじろう)	聖泉大学 講師